

令和8年度
特定施設入居者生活介護等
指定候補事業者 募集要項

令和8年7月
新潟市

1. 募集の趣旨

新潟市では、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）における入居者の要介護状況の重度化に対応し、低所得者にも配慮した住まいの確保を図るため、新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕（2021年度～2023年度）において、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）の特定施設入居者生活介護の提供を行う事業者の募集を進めてきました。

こうした中で、特定施設入居者生活介護が地域包括ケアシステムに果たす「住まい」機能の役割に需要の高まりがみられる状況となっていることを踏まえ、第9期介護保険事業計画では、要介護状態となっても入居者の実態に応じた適切な介護サービスが提供される住まいの確保を図るため、第9期計画期間中に既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅から特定施設入居者生活介護等の指定を受けることを計画する事業者を募集します。

2. 募集の対象

対象サービス	対象施設	対象区域	対象定員 総数
（介護予防）特定施設入居者生活介護 又は 地域密着型特定施設入居者生活介護 ※外部サービス利用型を除く	既存の軽費老人ホーム ※ 軽費老人ホームA型を除く 既存の住宅型有料老人ホーム 既存のサービス付き高齢者向け住宅	市内一円	28人

※「介護付有料老人ホーム」の新規募集ではありませんので、ご注意ください。

※「住宅型有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住宅」の一部分を「介護付有料老人ホーム」へ転換することは不可とします。

- 特定施設入居者生活介護：介護保険法第8条第11項（介護専用型・混合型の別は問わない）
- 介護予防特定施設入居者生活介護：介護保険法第8条の2第9項
- 地域密着型特定施設入居者生活介護：介護保険法第8条第21項
 - ※ 外部サービス利用型：新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第88号）第238条（及び新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第92号）第226条）
- 軽費老人ホーム：老人福祉法第20条の6
 - ※ 軽費老人ホームA型：新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第75号）附則第2条
- 住宅型有料老人ホーム：老人福祉法第29条第1項
- サービス付き高齢者向け住宅：高齢者の居住安定確保に関する法律第7条第1項

◆指定候補事業者募集における考え方

新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕（2024年度～2026年度）の適切な運用を図るため、以下のとおり指定候補事業者を募集します。

- （1）入居者となじみの関係を構築し、地域包括ケアシステムにおける「住まい」と「介護」の役割を担う一般型（外部サービス利用型を除く）を本募集の対象とします。
- （2）入居者の要介護状況の重度化への対応を図る観点から、「介護予防特定施設入居者生活介護」のみの指定を受ける計画は本募集の対象から除きます。
- （3）入居者の実態に応じた適切な介護サービスの提供が望まれることから、令和8年4月1日時点で該当する居住施設が事業開始後3年以上を経過していること（令和5年4月1日までに事業を開始していること）、かつ老人福祉法第29条第1項に基づく届出または高齢者の居住安定確保に関する法律第7条第1項に基づく登録をしてから3年以上が経過していること（令和5年4月1日までに届出または登録（変更を含む）がされていること）を条件とする。

※ただし、高齢者の居住安定確保に関する法律第9条第1項に基づく変更で、当該施設運営に係る法人の変更の届出をした場合は、変更してから3年以上が経過していること。

- (4) 施設系・居住系サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型含む)、認知症高齢者グループホーム(介護予防含む)) を3年以内に廃止した法人は本募集の対象から除きます（ただし、当該施設は新潟市内に限る）。

3. 申込書類について

申込を希望する事業者の方は、次により申込書及び提案書を提出してください。なお、市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

(1) 申込書類提出期間・提出場所

提出期限	提出及び問合せ先
令和8年8月28日（金）まで 受付時間：午前9時～午後5時 ※ 電話で予約の上ご来庁ください（郵送・FAX等は不可）。 ※ 最終日は大変混み合うことが予想されますので、早めのご提出をお願いします。	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 本館1階 高齢者支援課 企画係 TEL 025-226-1295 FAX 025-222-5531

(2) 申込書類

項目	内容等	様式
1. 申込書		様式1
2. 定款又は寄付行為	最新のもの	
3. 法人の登記事項証明	申込前3か月以内に発行されたもの	
4. 市税等の納税証明書 (未納がない旨の証明)	申込前3か月以内に発行されたもの (1) 「新潟市税」 ※ 市税等が非課税のため証明書が添付できない場合は、その旨の届出書を添付してください。 ※ 納税証明書は、「市入札参加用の納税証明書」を提出してください。 証明書の申請に際しては、代表者印を押印した申請書又は委任状が必要となります。また、納税後間もなく証明書を申請する場合には、各機関の税務システムに反映されていないこともありますので、予め納税したことが確認できる領収書等を持参して申請を行ってください。 (2) 「法人税若しくは所得税」及び「消費税及び地方消費税」（法人所在地における証明） ※ 税務署で納税証明書の申請を行ってください。	
5. 欠格事項に該当しない事を誓約する書面（兼同意書）	・ 介護専用型に申し込む場合：様式2-1 ・ 混合型に申し込む場合：様式2-2 ・ 地域密着型に申し込む場合：様式2-3 [根拠法令等] (1) 介護保険法第70条第2項（及び第115条の2第2項） (2) 介護保険法第78条の2第4項 (3) 新潟市暴力団排除条例第6条	様式2-1 又は 様式2-2 又は 様式2-3
6. 法人概要	(1) 法人代表者の経歴書 (2) 法人の沿革及び概要（パンフレット可）	様式自由

項目	内容等	様式
	(3) 既存施設の運営状況（パンフレット可）	様式3
	(4) 直近3年間の決算書	様式自由
	(5) 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容と規模	様式自由
7. 指導監査結果等書類	指導監査結果等書類一式 (1) 法人及び法人が運営する既存施設に対して、市又は都道府県等が実施した監査結果通知書及び指導・処分通知書のうち、申込の締切日から5年以内のものすべてについて写しを添付すること（介護保険法に規定する勧告・命令・指定の取消等に限る）。 (2) <u>法人に対する</u>市又は県等による直近の指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。 (3) 本申込に係る施設に対する指導監査結果通知書の写し及び改善状況報告書の写しを添付すること。 ※ (1)に該当する監査等がない場合は報告すること（様式自由）。 ※ (2)及び(3)について、文書指摘事項がなく通知書等が無い場合は、受検日、実施機関名及び指導監査内容を報告すること（様式自由）。	様式自由

(3) 提案に関する提出書類

項目	内容等	様式
1. 提案書		様式4
2. 計画書	※ 運転資金は、年間事業費の1/2分の2以上確保すること。 ※ 十分な自己資金を確保した上での計画とすること。	様式5
3. 事業スケジュール	指定までのスケジュール計画表	様式6
4. 応募の動機	本公募に応募した理由	様式自由
5. 基本指針	(1) 認知症ケアに対する考え方 (2) 身体的拘束に対する考え方 (3) 緊急時の対応 (4) 看取りに対する考え方 (5) その他法人独自の考え方	様式自由
6. 利用者の保護等について	(1) プライバシーへの配慮に対する考え方 (2) 虐待防止に対する考え方 (3) その他法人独自の考え方	様式自由
7. 地域との連携等について	(1) 利用者と地域住民の交流を図る方策 (2) ボランティアの受け入れ体制について (3) 運営推進会議に対する考え方 (4) 協力病院等との連携体制について ※ 業務提携契約書・同意書等の写しを添付すること。 (5) 地域交流スペースについて（設置の有無、具体的な活用方法） (6) その他法人独自の考え方	様式自由
8. 入居状況	入居者の前年度平均値	様式7

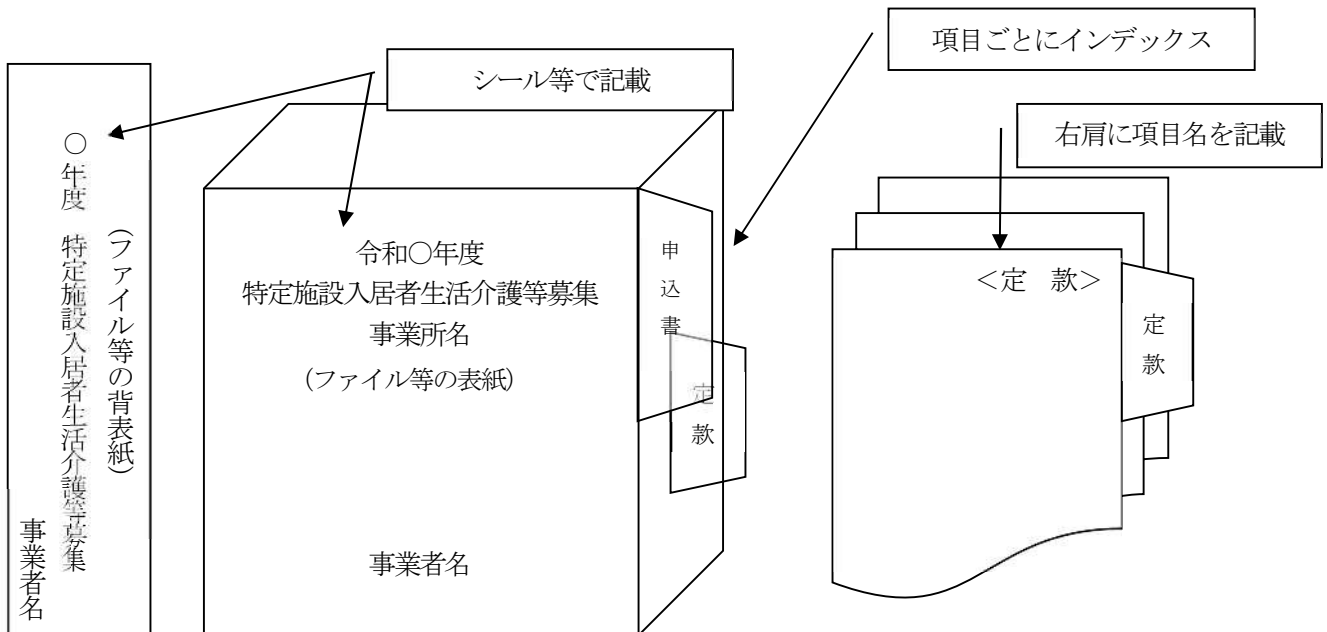
9. 事業運営について	収支見込予算書シミュレーション ※ 事業収入算定説明書を添付すること。	様式 8-1 様式 8-2
	利用料金表 ※ 家賃（居住費）の積算根拠を添付すること。	様式 9
10. 計画図面等	(1) 基本計画図面（配置図、立面図、平面図） ※ 配置図には、駐車場等を記載すること。 ※ 平面図には、指定基準に規定された主要な部屋の面積は壁芯と内法寸法の両方を記載すること。廊下幅は手すり内側の有効寸法を記載すること。 ※ 平面図には、浴槽（一般、特別）、キッチン及び手洗いなど水回り設備も図示すること。 ※ 平面図には、指定を受ける施設を明示するとともに、併設する施設等がある場合は、当該サービスの専用・共用区画を色分けして明示すること。 ※ 立面図には、建物及び各階の高さを記載すること。 (2) 土地・建物の登記事項証明（全部事項証明）	様式自由
11. 非常災害対策等	(1) 非常災害時の対応策（計画・訓練・災害に備えた近隣・関係機関等との連携及び協力関係の構築など） ※ 開設予定地周辺のハザードマップを添付の上、ハザードマップの状況に応じた対応も含めて記載すること。 ※ 災害イエローゾーン（土砂災害警戒区域、浸水想定区域等）に該当する場合、想定しうる災害とその災害へのハード・ソフト面での対策について、具体的に記載すること。 (2) 防犯への対応策 (3) その他法人独自の考え方	様式自由
12. 事故防止・安全対策等	(1) 利用者の事故防止及び事故発生時の対応について (2) 損害賠償について (3) その他法人独自の考え方	様式自由
13. 従事予定職員関係	(1) 従業者等の確保の方法及び募集の時期・雇用形態（常勤・非常勤）等について ※ 管理者、計画作成担当者、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員など、従事予定者全体の状況がわかるよう記載すること。 ※ 応募時点で、具体的な予定者が決定している場合は、経歴書等を添付すること。 (2) 従業者の研修・教育について（採用時・従事後） (3) 緊急時及び日常におけるバックアップ体制について	様式自由
	(4) 職員の定着促進等法人独自の考え方	様式自由
	(5) 配置人員（職種・時間ごとの配置）について	様式 10
14. 既存利用者への説明について	転換に伴う、既存利用者への説明方法や説明内容について	様式自由

※ 様式自由の項目については、本事業における法人の考え方（計画等）をどのように実行するか、具体的な例を記載するなど明確に記載してください。

(4) 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

- ①表紙、背表紙には「事業所名」及び「事業者名」を記載してください。
- ②項目ごとに、白紙の仕切りを一枚挿入し、インデックスをつける。
- ③全体をバインダーやファイル等で綴る。



(5) 部数等

- ① 提出書類は2部作成し、1部を正本、1部を副本として提出してください。
- ② 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版で提出してください。ただし、図面はA3版としA4サイズに折り込んでください。
- ③ 所定様式が定められているものについては、詳細な資料等を別紙添付する場合にあっても、各項目に要旨など申込者が必要と考える事項を必ず記入してください。
- ④ できるだけホチキス止めしないで提出してください。

4. 申込できる事業者の資格要件

- (1) 確実な事業実施及び運営を行うために十分な経営基盤、事業に対する知識等を有すること。
- (2) 介護保険法第70条第2項各号（及び第115条の2第2項各号）又は介護保険法第78条の2第4項各号に定める要件に該当しないこと。
- (3) 申込書の受付締切日において、市税等の未納がない法人であること。
- (4) 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

5. 申込条件

- (1) 介護保険法、新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 88 号）（及び新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 92 号））（又は新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 89 号））に基づき、指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、原則として第 9 期計画期間中に指定を受けることが見込まれる計画であること。
- (2) 現入居者への影響に配慮した計画とすること。
- (3) 入居者の要介護状況の重度化への対応を図る観点から、「介護予防特定施設入居者生活介護」の指定を受ける場合は、同時に「特定施設入居者生活介護」の指定を受ける計画であること。

6. 申込に際しての留意事項

- (1) 本申込に係る必要な一切の費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 本市が必要と認める場合、書類の補正や追加資料の提出を求めるほかヒアリングを行う場合があります。
- (4) 申込書受付後に辞退をする場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。
- (5) 申込書の提出にあたっては、提案する事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。
- (6) 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、これらを所管する関係機関と十分に協議を行ってください。

7. 指定候補事業者の決定について

(1) 選定基準

評価項目		配点
		特定施設入居者生活介護
施設整備・環境	施設の基準	4 点
	利用者等への配慮	2 0 点
施設経営	法人所在地	3 点
	経営主体・経営状況	1 3 点
事業計画等	応募の動機	4 点
	基本方針	6 点
	利用者の保護	3 点
	利用者との連携	4 点
	地域との連携	9 点
	非常災害対策・衛生管理等	6 点
	苦情処理・事故防止対策等	6 点
職員体制	人員及び勤務体制の確保等	9 点
合計		8 7 点

(2) 選定方法

指定候補事業者の選定は、「特定施設入居者生活介護等 指定候補事業者審査評価表」により、応募計画ごとに採点をする方式とします。

(3) 選定の進め方

- ① 応募申込書類に基づいて、総合的に評価する審査を行います。
- ② 審査評価点数の高い指定候補事業者から順に採択しますが、審査の結果、基準点に達しない場合等には「選定なし」とすることがあります。

(4) 結果通知

結果については、令和8年10月上旬頃に文書により通知する予定です（なお、申込者が多い場合には、これによらない場合があります）。

(5) 指定候補事業者の公表

提出期限終了後、令和8年9月上旬頃に申込状況を公表します。

また、指定候補事業者決定後、決定した指定候補事業者名を公表します。

(6) その他

- ① 申込書類に明らかな虚偽の記載があった場合や、申込に際して不正行為があった場合には、採択の対象から除外することとします。
- ② 指定候補事業者に決定された後、申込内容と実際の事業計画が著しく変更された場合や、指定を受けるにふさわしいと認められない事実が判明した場合には、指定候補事業者の決定を取り消す場合があります。
- ③ 指定候補事業者は、指定が確定されたものではありません。後日、改めて事業者の指定申請が必要となりますが、指定基準を満たさない場合は指定を行いません。

8. スケジュール概要

令和8年	8月28日（金）	申込書及び提案書受付終了
	9月上旬	申込状況の公表
		応募書類の確認・審査
	10月上旬	指定候補事業者の決定 結果の通知・公表

(様式1)

令和 年 月 日

(あて先) 新 潟 市 長

所在地

法人名

代表者職名・氏名

令和8年度 特定施設入居者生活介護等指定候補事業者募集申込書

このことについて、募集要項に定める資格要件において、申込者の制限にかかる項目の該当がないことを確約し、下記提出書類を添えて申し込みます。

記

1. 申込をする施設

施設名			
設置場所	新潟市 区		
運営期間	事業開始年月日 平成 年 月 日 (休止期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)		
サービス種類	☐ 特定施設入居者生活介護 (☐ 介護専用型 ☐ 混合型) ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護 ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護		
入居定員	申込対象: 人		

2. 事業開始予定時期

令和 年 月 日

3. 提出書類

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 法人登記事項証明書
- (3) 市税等の納税証明書
- (4) 欠格事項等に該当しないことを誓約する書面(様式2-1又は様式2-2又は様式2-3)
- (5) 法人の概要
- (6) 指導監査結果等の書類

4. 担当者連絡先

申込書類の補正・追加提出、市が行うヒアリング等に対応する者として下記の者を指定します。

法人名				
担当者				
連絡先	住所	〒		
	TEL		FAX	
	E-mail			

介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

及び 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

令和 年 月 日

(あて先) 新 潟 市 長

所在地

法人名

代表者職名・氏名

私(当法人・当団体)は、令和8年度特定施設入居者生活介護等指定候補事業者募集申込を行うにあたり、申請者及び役員等が介護保険法第70条第2項各号に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

また、併せて新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私(当法人・当団体)は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を行い、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿(様式2-1別紙)を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

【介護保険法第70条第2項】

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第74条第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第78条の2第4項第5号の3、第79条第2項第4号の3、第94条第3項第5号の3、第107条第3項第7号、第115条の2第2項第5号の3、第115条の1第2項第5号の3、第115条の2第2項第4号の3及び203条第2項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第78条の2第4項第5号の3、第79条第2項第4号の3、第94条第3項第5号の3、第107条第3項第7号、第115条の2第2項第5号の3、第115条の1第2項第5号の3及び第115条の2第2項第4号の3において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。
- 6 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第77条第1項又は第115条の3第6項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第5節及び第203条第2項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第77条第1項又は第115条の3第6項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の3 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第77条第1項又は第115条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者が、第77条第1項又は第115条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7の2 申請者が、第76条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第77条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 10 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10の2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 11 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 12 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。

役職名・呼称	生年月日	性別	フリガナ 住 所	
フリガナ 氏 名	他法人の理事等状況		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX

※ 当該法人の理事、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）等について記入してください。

※ 他法人の理事、役員等を兼務している場合は、他法人の理事等状況の「有」に○印を付し、()に他法人名及び役職名を記入してください。

※ 上記に記載された個人情報については、本募集の審査用務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

(様式 2-2)

介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

及び 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

令和 年 月 日

(あて先) 新 潟 市 長

所在地

法人名

代表者職名・氏名

私（当法人・当団体）は、令和8年度特定施設入居者生活介護等指定候補事業者募集申込を行うにあたり、申請者及び役員等が介護保険法第70条第2項各号及び介護保険法第115条の2第2項各号に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

また、併せて新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿（様式2-2別紙）を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

【介護保険法第70条第2項】

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第74条第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第78条の2第4項第5号の3、第79条第2項第4号の3、第94条第3項第5号の3、第107条第3項第7号、第115条の2第2項第5号の3、第115条の12第2項第5号の3、第115条の22第2項第4号の3及び203条第2項において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第78条の2第4項第5号の3、第79条第2項第4号の3、第94条第3項第5号の3、第107条第3項第7号、第115条の2第2項第5号の3、第115条の12第2項第5号の3及び第115条の22第2項第4号の3において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。
- 6 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第5節及び第203条第2項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。
- 6の2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。
- 6の3 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。
- 7 申請者が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7の2 申請者が、第76条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第77条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 10 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10の2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 11 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 12 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。

【介護保険法第115条の2第2項】

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号の2及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第53条第1項本文の指定をしてはならない。

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第115条の4第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 6 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の2 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者が、第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7の2 申請者が、第115条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第115条の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 第7号に規定する期間内に第115条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 10 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10の2 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 11 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 12 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。

(様式2-2 別紙)

役職名・呼称	生年月日	性別	フリガナ 住 所	
フリガナ 氏 名	他法人の理事等状況		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX

※ 当該法人の理事、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）等について記入してください。

※ 他法人の理事、役員等を兼務している場合は、他法人の理事等状況の「有」に○印を付し、() に他法人名及び役職名を記入してください。

※ 上記に記載された個人情報については、本募集の審査用務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

(様式 2 - 3)

介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書

及び 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地

法人名

代表者職名・氏名

私（当法人・当団体）は、令和8年度特定施設入居者生活介護等指定候補事業者募集申込を行うにあたり、申請者及び役員等が介護保険法第78条の2第4項各号に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

また、併せて新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を行い、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿（様式2-3別紙）を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

【介護保険法第78条の2第4項】

市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

- 1 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
- 4の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 6 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の2 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 6の3 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者が、第78条の10（第2号から第5号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 9 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 11 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 12 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

(様式2-3 別紙)

役職名・呼称	生年月日	性別	フリガナ 住 所	
フリガナ 氏 名	他法人の理事等状況		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX
		男・女		
	有・無 ()		TEL	FAX

※ 当該法人の理事、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）等について記入してください。

※ 他法人の理事、役員等を兼務している場合は、他法人の理事等状況の「有」に○印を付し、() に他法人名及び役職名を記入してください。

※ 上記に記載された個人情報については、本募集の審査用務及び暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

(様式3)

既存施設及び事業の運営状況

1. 法人の名称等

法人名称	代表者の職名・氏名	法人所在地	設立年月日

2. 介護保険サービス提供事業所

事業種別	施設等名称	所在地	事業者番号	指定年月日 (開始年月日)	サービス 提供地域	定員	併設事業所
				()			
				()			
				()			

※複数ある場合は、事業種別ごとに代表的なものを1つ必ず記入し、その他は別紙添付可。

3. その他の事業所

事業種別	施設等名称	所在地	定員	併設事業所

4. 整備に着手中及び着手見込の事業（介護保険サービス及びその他事業）

事業種別	所在地	定員	総事業費	開設予定日

※他市町村での介護サービス事業など整備に着手中の事業及び着手見込の事業について記載してください。

(様式4)

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地

法人名

代表者職名・氏名

提 案 書

このことについて、次の必要書類を添えて以下のとおり提出します。

添付書類

申請者 チェック	新潟市 チェック	提 出 書 類 名		様 式
☐	☐	1	提案書	様式4
☐	☐	2	計画書	様式5
☐	☐	3	指定までのスケジュール	様式6
☐	☐	4	応募の動機	様式自由
☐	☐	5	基本指針	様式自由
☐	☐	6	利用者の保護等について	様式自由
☐	☐	7	地域との連携等について	様式自由
☐	☐	8	入居者の前年度平均値	様式7
☐	☐	9	事業運営について	収支見込予算書シミュレーション
			事業収入算定説明書	様式8-2
			利用料金表	様式9
☐	☐	10	計画図面等	様式自由
☐	☐	11	非常災害対策等について	様式自由
☐	☐	12	事故防止・安全対策等	様式自由
☐	☐	13	従業予定職員関係	様式10
☐	☐	14	既存利用者への説明について	様式自由

(様式5)

計 画 書

サービス種類	☐ 特定施設入居者生活介護 (☐ 介護専用型 ☐ 混合型) ☐ 介護予防特定施設入居者生活介護 ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護
施設の名称	
事業開始予定日	令和 年 月 日
資金計画	1 総事業費 _____ 千円 内訳 { 改修費（設計、設備費等を含む） _____ 千円 備品費 _____ 千円 運転資金 _____ 千円 その他 _____ 千円 2 資金計画 (1) 自己資金 _____ 千円 (2) 借入金 _____ 千円 (3) 補助金等 _____ 千円 _____(1) + (2) + (3) 合 計 _____ 千円
構造・設備 (併設施設含む)	敷地面積 _____ m ² 建築面積 _____ m ² 延床面積 _____ m ² 構 造 _____ 造 階建て ☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物 ☐ その他 (※該当項目にレ点) スプリンクラー設備の設置 ☐ 有 ☐ 無 (※該当項目にレ点) スプリンクラー設備設置の義務 ☐ 有 ☐ 無 (※該当項目にレ点) ※その他詳細として「平面図」等別紙資料を添付してください。
入居定員	入居定員 _____ 人 計画数 { 特定施設入居者生活介護 _____ 人 特定施設入居者生活介護（介護予防含む） _____ 人 地域密着型特定施設入居者生活介護 _____ 人

(様式6)

指 定 までのスケジュール

全体の流れが把握できるよう、適宜修正のうえ必要事項を記載してください。

項 目		令和8年度									令和9年度									
		7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
入札関係	公 告																			
	入 札																			
建設関係	着 工																			
	竣 工																			
備品関係	積算・発注																			
	納 品																			
人材関係	募集・採用																			
	研 修 等																			
入 居 者 関 係	入居者同意																			
指定申請	事 前 相 談																			
	申 請																			

(様式7) ※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。

様式7

入居者の前年度平均値

施 設 種 別	軽費老人ホーム
入 居 定 員	人

年 月		入居者数(月末時点)								
		要支援		要介護					左記 以外	計
		1	2	1	2	3	4	5		
年	4月									0人
	5月									0人
	6月									0人
	7月									0人
	8月									0人
	9月									0人
	10月									0人
	11月									0人
	12月									0人
年	1月									0人
	2月									0人
	3月									0人
合計(A)		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
前年度の平均 (A)÷12月		0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

注 小数点第2位以下切り上げ

(様式8-1) ※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。

収支見込予算書シミュレーション

下記を参考に、適宜項目を追加し、必要事項を記入の上、収支見込予算が把握できるように作成してください。

特定施設入居者生活介護

事業

単位:円

期間等		1年目	2年目	3年目	備考
項目		〇〇.〇～〇〇.〇	〇〇.〇～〇〇.〇	〇〇.〇～〇〇.〇	※12ヶ月算定による
稼働率		%	%	%	
収益	介護保険報酬				要介護度____(平均要介護度) 本人負担を含める。
	事務費				
	生活費				
	光熱水費				
収益計 A		0	0	0	
費用					
費用	減価償却費 B				圧縮記帳: 有・無
	支払利息等				
費用計 C		0	0	0	
損益	税引前損益 D=A-C	0	0	0	
	法人税等 E				税目:
	当期純利益 F=D-E (税引後損益、当期活動増減差額)	0	0	0	
収支	減価償却費 B	0	0	0	
	借入金元金返済 G				
	その他資金収支 H				
	余剰金 I=F+B-G±H	0	0	0	
	前年度繰越金 J		0	0	
	翌年度繰越金 K=I+J	0	0	0	

【注意】

- 1 指定後の事業運営に係る経費等について記載すること(施設整備にかかるものは含まない)。
- 2 決算書(損益計算書等)に則して、適宜項目を追加・削除すること。(この様式は参考様式)
- 3 介護保険報酬を含む項目の備考欄に算出時の平均要介護度を記載すること。
- 4 人件費(給与)、福利厚生費、委託料を含む項目が合算項目の場合、備考欄に内訳を記載すること。
- 5 福利厚生費については、地域密着型サービス事業所の会計とは別に母体法人で負担する場合はその旨を記入すること。
- 6 利用者負担実費分は、食費、光熱水費など利用者本人が負担する額の合計と整合を図ること。
- 7 1年目から12ヶ月単位で作成し、**借入金元金の返済が終わるまでの期間**について作成すること(4年目以降は別紙により添付することも可)。
- 8 併設する介護サービス事業所等がある場合は、それぞれの事業ごとに作成の上、施設全体の収支シミュレーションも併せて提出すること。
- 9 複数の経費を合算している項目については、備考欄に対象経費の内訳を記載すること。
- 10 減価償却費については、備考欄に圧縮記帳の取扱いの有無を記載すること。

(様式8-2) ※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。

事業収入算定説明書

※下記を参考に、適宜項目又は用紙を追加し、必要事項を記入の上、収入算定根拠が把握できるように作成すること。

施設名 : _____

施設種別: 特定施設入居者生活介護

(単位: 千円)

		介護報酬単価等	1年目	2年目	3年目	4年目以降
定員 名 稼働率						
加 算	(介護予防) 特定施設入居者生活介護費 /1 日					
	要支援1 (人)	点	0	0	0	0
	要支援2 (人)	点	0	0	0	0
	要介護1 (人)	点	0	0	0	0
	要介護2 (人)	点	0	0	0	0
	要介護3 (人)	点	0	0	0	0
	要介護4 (人)	点	0	0	0	0
	要介護5 (人)	点	0	0	0	0
		点	0	0	0	0
		点	0	0	0	0
		点	0	0	0	0
		点	0	0	0	0
		点	0	0	0	0
		点	0	0	0	0
介護報酬 計 (利用者負担分含む)			0	0	0	0
	サービスの提供に要する費用	円	0	0	0	0
	生活費	円	0	0	0	0
	居住に要する費用	円	0	0	0	0
	居住に係る光熱水費	円	0	0	0	0
		円	0	0	0	0
		円	0	0	0	0
		円	0	0	0	0
介護報酬外 計 (事務費補助分含む)			0	0	0	0
収入 合計			0	0	0	0
					1単位の単価	10.14円

【注意】

- 1 本申込に係る特定施設入居者生活介護等の事業開始後の収入見込みについて、当該指定の対象範囲とそれ以外の範囲に分けて、それぞれに作成すること。また、併設する介護サービス事業所等がある場合は、それぞれ事業ごとに作成すること。
- 2 1年目から12か月単位で作成すること。
- 3 各種加算は、加算条件を満たすことが確実なもののみ記入すること。
- 4 サービスの提供に要する費用は、基準額に基づく実際の施設の収入額を算出すること。
- 5 軽費老人ホームの収入算定にあたっては、単価算出に係る根拠資料を別途提出すること。(様式自由)

(様式9)

利 用 料 金 表

入居前払金	有 (円)	無
	有の場合、償却の有無 有 (期間 年) ・ 無	
敷金	円	
家賃 (居住費)	円 (月 額)	
食費	日額 (円) × 30日 = (円)	
光熱水費	円 (月 額)	
管理費・共益費	円 (月 額)	
日常生活費・その他	円 (月 額)	
上記利用料設定の考え方 (想定する対象者層など)		

※ 実費徴収するものを除き、入居者から一律徴収する料金について記入してください。

※ 積算根拠 (考え方) を添付してください。

(様式10) ※様式は別のエクセルファイルをダウンロードしてください。

様式10 ※ 特別養護老人ホームなど、『(介護予防)通所介護、診療所以外の(介護予防)通所リハビリテーション』以外の場合

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

事業所名										
サービスの種類										
当該事業所における常勤の従業員が1週あたりに勤務すべき時間数	時間									
サービス提供時間帯(診療所である(介護予防)通所リハビリテーションの場合のみ記入)	～ (時間) ※利用者を施設に迎えてから送り出すまでの時間(送迎時間を除く。)									

(年 月分) (単位目)

職 種	勤務 形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の 合計	週平均の 勤務時間	常勤換算 後の人数	備 考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
		曜日																																
合計																																		

注1: 「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記入すること。

注2: 4週間の勤務時間数を記入すること。公休の場合は「×」を記入すること。

注3: 職種ごとに小計を付けて分けること。また、ユニット型サービスの介護職員については、ユニットごとに記載すること。

注4: 通所リハビリテーションの場合は、実施単位ごとに作成すること。

注5: 職員が職種・サービス種類を兼務する場合は、それぞれに勤務時間を割り振ること。

注6: 夜勤体制を記載する場合は、夜勤を網掛けする等わかるよう記載し、余白にその旨を記載してください。

注7: 備考欄には、兼務する職種、資格などを記載し、ユニット型サービスの場合は、ユニットリーダーについても記載してください。

注8: 必要に応じ適宜行を追加してください。